

当会元会員の逮捕について

令和3年5月21日
福岡県司法書士会
会長 松本 篤

当会に所属しておりました元会員が、業務上横領の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

報道によると、逮捕容疑の概要は、元会員が成年後見人として就任していた成年後見業務において、2018年11月に成年被後見人の財産を私的に流用したというものです。

事実関係の詳細につきましては、今後の捜査、裁判を待つこととなりますが、逮捕容疑が事実であるならば、司法書士及び成年後見制度への市民の皆様への信頼を大きく裏切る許し難い行為であります。当会においてもこの元会員による私的流用については、情報を得ておりましたが、元会員は行方不明となつて事実関係の調査を進めることができなくなり、忸怩たる思いを抱いております。

当会といたしましては、今後の捜査の推移を見守るとともに、市民の皆様の信頼回復に向けて、引き続き会員への指導を徹底し、会としての責任を果たしてまいりたいと考えております。